別居家庭における児童虐待等を防止するための教育現場対策を求める陳情 (文教委員会付託)

受理番号 第27号 受理年月日 令和元年10月 7日

付託年月日 令和元年10月24日

(裏面に続く)

.

陳 情 原 文 子どもにとって、両親からの愛情は必要不可欠にもかかわらず、不当に子を連れ去った親の自己都合による親子断絶による児童虐待が後を絶ちません。子どもの健全な育成が役割である学校にとっても、子どもの福祉を全く考えてない親子の断絶は、子どもたちの心身を不安定にさせ、学校生活に悪影響を与え、子どもたちがいじめにあったり、学力低下、不登校、自殺といった甚大かつ取り返しのつかない被害を与えてしまいます。

また、学校教育法16条で保護者=親権者としているのは、就学に関わる権利義務を明確にしたにすぎず、親権のない親を排除するものではありません。よって、親権がないからといって、同法16条を理由に、親権のない親を排除するのは理由になりません。そもそも、学校には親権者が誰かを把握する仕組みはありません。まして、親権者である別居親に対して親子断絶をする理由は全くありません。

しかしながら、学校や保育所といった教育・行政の現場は、根拠のない裁量によって、監護親のみに目を向け、別居親差別をしているのが現状です。現場によって対応がまちまちなのはそのためです。

学校には様々な事情を抱えた、多くの別居・離婚家庭の子どもが存在します。学校側の立場に立てば、子どもの成長を思う良心的な先生ほど、責任と負担を抱え込むこととなり、事なかれ主義の先生ほど子どもの異変についても見て見ぬふりをし、取り合おうとしないのではないでしょうか。対応の指針がないところに付け込んで、子の連れ去りをした保護者が過度な要求を学校側にしてくることも多く、良心的な先生ほど辛い思いをされていると思います。

日本が批准をしている国際条約である「子どもの権利条約」にも規定されている、親子不分離の原則といった原則及び学校教育法第43条にある「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」だけでも指導していただければ、心ある先生方にとっても対応しやすくなり、子どもたちが悲しい思いをす

ることも避けることができます。

また、国際条約違反は、憲法98条の条約を遵守する憲法違反でもあり、さらに、 憲法13条の親子の関係を保障する自然権違反となります。

さらに、民法766条においては、子どもが両親から最大限の愛情を享受できるようにする共同養育の規定もされています。まして、婚姻中であれば共同親権であり、夫婦が協力して、学校と子どもの成長を育むことが義務となっています。

こうした現状の問題点を鑑み、学校の家庭への対応については、親子不分離の原則及び共同養育・共同親権といった明確な指導がされ、学校に理解と行動を求めることが急務です。これは、子どもの福祉のためであり、子どもの健全な成長のためであることから、学校でできることから、何卒、対応をお願いします。

一方の親による不当な子の連れ去りによる親子断絶が、片親疎外のため子どもへの児童虐待及び人権侵害となっており、子どもは、両親からの愛情を享受できず、自信喪失から他人との人間関係が上手くいかず、いじめを受けたり、登校拒否、さらには卒業後の引きこもりにも繋がることが統計的に半分以上の確率で起きています。子どもが両親から愛情を受けることで、心身ともに健全に育成するために、別居親に対し、下記の要望項目について江戸川区の学校でできる対応を行っていただきたく、陳情いたします。

記

- 1 緊急連絡先の登録
- 2 授業参観・運動会等の学校行事の参加
- 3 保護者会等の先生との意見交換の参加
- 4 通知表や日常の配布物の閲覧および受理
- 5 親子と先生との面談
- 6 教職員への共同養育についての研修